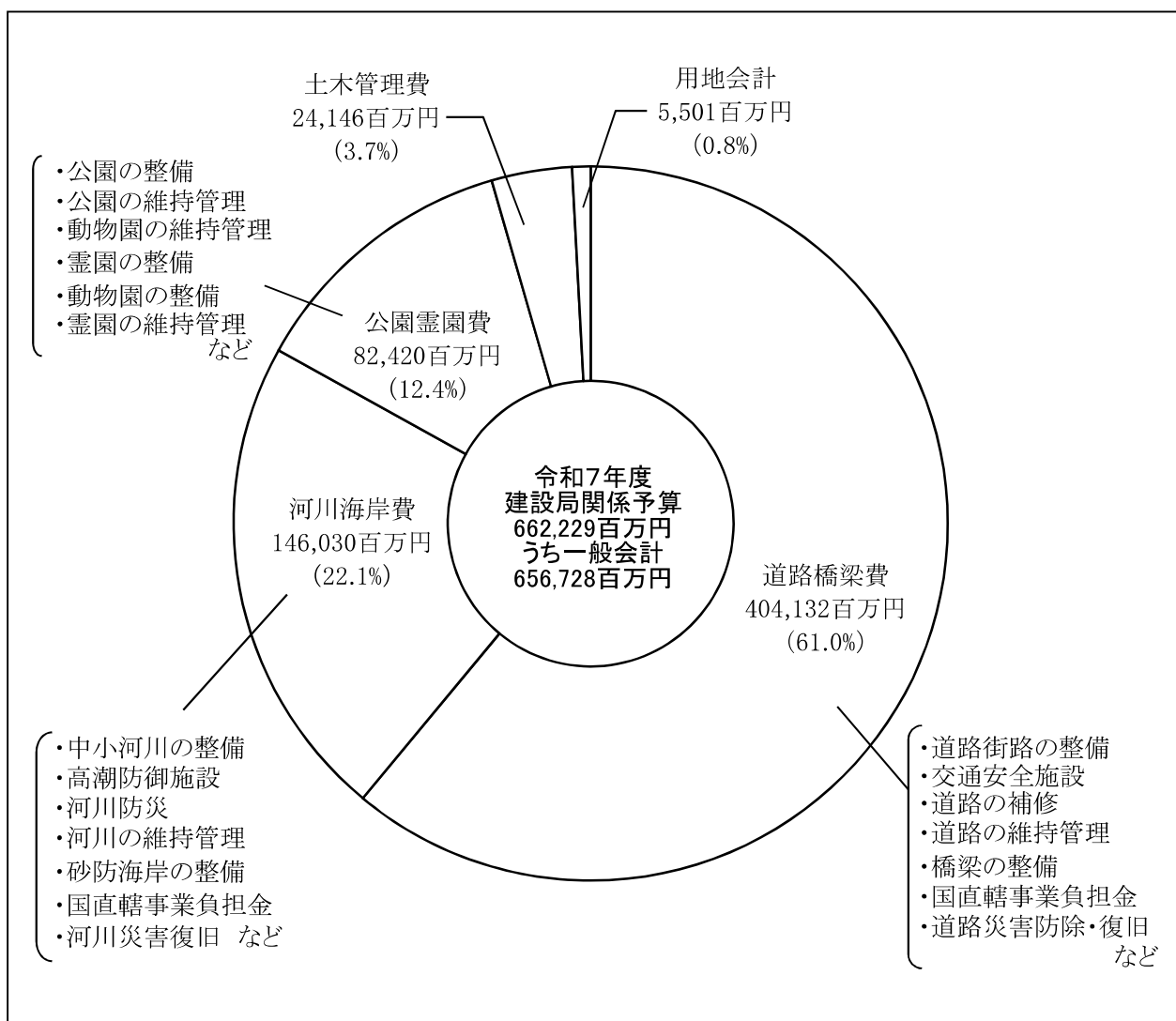


第1	事業のあらまし	(3)
第2	建設局が取り組む主な事項	(3)
第3	組織の概要	(10)
第4	組織の沿革	(16)
第5	人員一覧表	(20)
第6	令和7年度予算	(21)
第7	令和6年度決算	(30)

総 説



第1 事業のあらまし

道路、河川、公園などの都市基盤は、日々の都市活動、都民生活を支える上で欠かすことのできない極めて重要なものであり、切迫する首都直下地震などから都民の生命と財産を守る大切な役割を担っている。

建設局は、災害に強く、快適で利便性の高い都市を目指し、都市の動脈である幹線道路をはじめ、人に優しい歩行空間、水害から都市を守る河川、潤いや安らぎを創出するとともに防災機能を備えた公園など、都市基盤の整備を推進している。

第2 建設局が取り組む主な事項

1 「成長」と「成熟」が両立した「世界で一番の都市・東京」を実現するための都市基盤整備 総務部企画課

新型コロナの猛威により、未曾有の危機に直面する中、都は、危機を乗り越え、明るい未来の東京を切り拓いていくため、「未来の東京」戦略を策定し、取組を進めてきた。一方で、都民の価値観やニーズの多様化に加え、気候危機の深刻化、予想を超える速度で進む人口減少・少子化、AI等テクノロジーの爆発的進化など時代は新たな局面に突入している。

そこで都は、2050年代に東京が目指す姿としての「ビジョン」と、その「ビジョン」を実現するために2035年に向けて取り組む28の「戦略」、その「戦略」実行のための具体的な施策等を示した「2050東京戦略」を令和7年3月に策定した。

建設局は、この「2050東京戦略」に位置付けられた施策を着実に進めることで、3つのシティをさらに進化させ、「成長」と「成熟」が両立した「世界で一番の都市・東京」を目指していく。

「2050東京戦略」に位置付けられた、建設局の主な取組は、次のとおりである。

（「2050東京戦略」における新規施策は斜字とした。）

戦略09 共生社会

4. ユニバーサルデザインのまちづくり 道路等のバリアフリー化

- ・「第二次東京都道路バリアフリー推進計画」に基づき、優先整備路線の整備を推進
- ・既設道路橋のバリアフリー化の推進

建築物、公園のバリアフリー化

- ・公園等のトイレ洋式化の推進
- ・ユニバーサルデザインに対応した遊具のある都立公園の整備の推進

戦略14 観光

2. ナイトタイム観光の推進

多彩な夜間コンテンツの提供

- ・都立公園の大規模花壇でライトアップなどの光を演出したイベントの実施
- ・代々木公園の老朽化した水景施設の更新

戦略17 まちづくり・住まい

2. 人や地域の個性に着目した都市のり・デザイン

防災性の向上と合わせた良好な都市景観の創出

- ・無電柱化の推進

賑わい創出に向けた道路空間の利活用

- ・歩行者利便増進道路（ほこみち）の新規指定

歩いて暮らせる地域づくり

- ・道路の面的なバリアフリー化の推進
- ・市町村への歩道設置支援など、交通安全対策を促進

戦略18 インフラ・交通

1. 東京圏の活発な交流を生み出す高速道路ネットワークの強化

広域的な連携や交流を促す首都圏三環状道路等の整備

- ・外環道（関越道～東名高速）の早期開通に向けた整備の推進
- ・圏央道の早期全線開通に向けた取組の推進

首都高速道路の大規模更新の機会を捉えた機能強化

- ・新京橋連結路の整備推進

2. 誰もが使いやすくスムーズな道路ネットワークの形成

都市の骨格を形成する幹線道路の整備

- ・区部放射・環状道路の整備推進
- ・多摩南北・東西道路、南多摩尾根幹線の整備推進

都県境における道路・橋梁の整備

- ・都県境の道路・橋梁整備

渋滞の緩和に向けた交差点の改良

- ・「第4次交差点すいすいプラン」を策定

踏切の解消に向けた連続立体交差事業の推進

- ・6路線8か所で整備推進、4路線4か所で事業化の準備を推進

3. 安全・安心で快適な日常生活を支える道路環境の創出

緑豊かで魅力的な道路空間の創出

- ・街路樹について、適切な維持管理により、安全性や快適性の確保
- ・都道の街路樹について、計画的な剪定により、樹冠拡大による緑陰確保の推進
- ・新たな道路の整備やリメイクにおいて、幅員構成や沿道等の状況を踏まえ、樹冠拡大の効果が期待できる樹種の選定などにより、街路樹の樹冠拡大等の推進
- ・樹冠拡大を推進するため、取組のPRや区市町村への技術提供

自転車利用環境の更なる充実

- ・連続した自転車通行空間の整備

道路のバリアフリー化

- ・「第二次東京都道路バリアフリー推進計画」に基づき、優先整備道路の整備を推進
- ・既設道路橋のバリアフリー化

地域内の幹線道路の整備

- ・補助第74号線、調布3・4・2号線等の整備推進

まちの安全性を向上する取組

- ・市町村への歩道設置支援など、交通安全対策を促進

4. 都市活動や都民生活を支える公共交通ネットワークの充実強化

高密度な鉄道ネットワークの更なる充実

- ・多摩都市モノレール延伸（箱根ヶ崎方面）

8. インフラを効果的に機能させるための維持管理の高度化

道路の維持管理・更新

- ・道路施設の予防保全型管理
- ・斜面对策施設の経年劣化対策
- ・道路監視システムの運用拡大
- ・多摩山間部における都道管理に必要な通信環境整備
- ・3Dデータを活用した道路施設情報や施設点検結果の一元管理
- ・道路・公園・河川におけるMy City Reportの活用
- ・八方向作戦ルート等にITVを設置

鉄道施設の維持管理・更新

- ・多摩都市モノレールなどの大規模修繕

河川・港湾施設の維持管理・更新

- ・河川施設の予防保全型管理の推進

公園の維持管理・更新

- ・公園の樹林地の若返り（更新）の促進
- ・街路樹の適切な維持管理・樹冠拡大

9. まちをつくり、まもる担い手・原動力の確保

AI・DXによる業務の効率化

- ・用地事務支援システムの構築

戦略19 緑と水

1. 緑を「まもる」～今ある緑を未来へ継承～「公園等」の緑の保全

- ・公園の樹林地の若返り（更新）の促進、伐採樹木等の公園内での活用
- ・ツリーバンクの活用

2. 緑を「育てる」～緑に親しみ・育む～公園の整備

- ・都立公園の新規拡張整備、市町村立公園整備の支援
- ・政策連携団体を活用した用地取得体制の強化

街路樹の充実（安全性や快適性の確保）

- ・街路樹について、適切な維持管理により、安全性や快適性の確保
- ・都道の街路樹について、計画的なせん定に

- より、樹冠拡大による緑陰確保の推進
- ・新たな道路の整備やリメイクにおいて、幅員構成や沿道等の状況を踏まえ、樹冠拡大の効果が期待できる樹種の選定などにより、街路樹の樹冠拡大等の推進
- ・樹冠拡大を推進するため、取組のPRや区市町村への技術提供

まちづくりに合わせた、まちなかの緑の創出

- ・街かど緑化の支援、オープンガーデン等の取組の普及啓発

3. 緑を「活かす」～緑の多様な機能の活用～自然が有する機能を活用する「グリーンインフラ」の導入

- ・レインガーデン・バイオスウェルの導入促進
- ・旧河川敷・調節池敷地等の緑化の推進

公園の魅力を高めTOKYOの顔に

- ・花や水景等を生かした公園の魅力創出、民間活力を生かした公園のにぎわい創出
- ・文化財庭園の修復・復元により、歴史ある庭園の価値や魅力を向上

6. 魅力と潤いのある「水の都」東京 隅田川等における水辺のゆとりと潤いを生かした東京の顔づくり

- ・水辺の拠点隅田川流域に設定し、ウォークアブルな水辺空間の創出、まちづくりと連携した河川整備等を推進

戦略20 ゼロエミッション

3. ゼロエミッションモビリティの普及拡大 脱炭素燃料活用推進

- ・バイオ燃料等を活用した防災船の建造

4. 水素エネルギーの社会実装化 多様なモビリティへの実装

- ・水素燃料電池を搭載した庁有船の導入

5. GXの実現を支える基盤づくり 新技術の実装やモデルの構築

- ・道路舗装工事等に低炭素アスファルト混合物を原則使用

9. 気候変動適応策の強化

気温上昇を見据えた都市・住宅環境の整備

- ・街路樹の樹冠拡大による緑陰の確保
- ・遮熱性舗装や保水性舗装の整備

戦略21 都市の強靱化

1. 頻発化・激甚化する風水害への対策強化 豪雨対策

- ・護岸等の整備を着実に進めるとともに、調節池等の更なる整備に向けた取組を推進
- ・地下河川の事業化に向けた取組を推進

高潮対策

- ・「河川における高潮対策整備方針」を策定し、河川堤防の嵩上げ等の対策を推進

土砂災害対策

- ・3D地形データを活用した効果的な土石流対策の推進
- ・災害時の代替ルート等となる道路の整備推進

浸水に伴う被害拡大の防止

- ・河川監視カメラ、水位計の設置推進

最先端技術によるリスク把握・低減

- ・AI等を活用した水位予測による水門等の操作支援

風害対策

- ・都道の街路樹診断・対策を実施

2. 倒れない・助かるまちづくりの推進

緊急輸送網の拡充・強化

- ・緊急輸送道路網を補完・強化する道路等の整備推進
- ・橋梁・トンネルの耐震化・長寿命化等の推進

防災拠点等へのアクセス強化

- ・広域防災拠点へのアクセスルートとなる道路等の事業推進
- ・発災時に速やかに施設の点検や物資等の輸送を行う防災船を建造し活用

デジタル技術等を活用した点検や発災後の被害把握

- ・道路施設の各種情報を3Dデータ化
- ・道路監視システムの導入
- ・八方向作戦ルート等にITVを設置

液状化対策

- ・液状化予測図の更新・強化

3. 燃えない・燃え広がらないまちづくりの推進 更なる不燃化の促進

- ・防災機能を備えた公園整備を促進

特定整備路線の整備推進

- ・関係権利者の生活再建をきめ細かに支援
- ・道路空間の確保による延焼遮断機能の向上、緊急車両の仮設通行路等の整備による避難、救助・救援活動の円滑化

4. 電柱がない安全・安心な東京の実現 第一次緊急輸送道路や環状七号線内側エリア等の整備を加速

- ・設計図面を3Dデータ化する対象路線を倍増
- ・3D化したデータを関係者間で共有できるプラットフォームの構築
- ・電線管理者など関係事業者と新たなチームを組むことで連携強化
- ・支障物移設等の連続施工等を標準化

島しょにおける緊急整備区間や優先整備区間の整備推進

- ・緊急整備区間は4島全てで整備推進、優先整備区間は6島全てで事業着手、より効率的・経済的な手法で整備を加速
- ・島しょ事情を踏まえた都独自の新たな整備手法による工事着手
- ・「電柱のない島」の実現に向け、先行整備する利島・御蔵島において、都道・村道の一体設計に着手することなど、村への技術支援を強化

区市町村の無電柱化を積極的に後押し

- ・2024年度に設置した協議体を活用し、防災の観点から優先的に整備する路線を抽出するなど区市町村道の整備促進

- ・防災に寄与する路線に対する支援等の期限延長や優先的に整備する路線への補助率拡充による財政支援の強化

技術開発・コスト削減の推進

- ・多様な整備手法・低コスト手法の開発に向けた技術検討
- ・新材料の活用などについて、技術基準である整備マニュアルに反映

5. 火山噴火への備えを強化 降灰除去体制の確立

- ・資機材等の確保や、優先除灰道路の指定など、降灰の初期段階から効率的に除灰するための道路啓開体制を構築
- ・日常生活など都市活動の早期再開に向けた迅速な降灰除去の方法の検討

島しょの避難円滑化・被害軽減

- ・火山噴火に伴い発生する土砂災害について、デジタル技術を活用し、被害軽減の対策を支援するシステムを構築

戦略25 多摩・島しょ

3. 多摩の自然や地域の特色を生かしたまちづくり

立川周辺における、利便性とレジリエンスを高め、人・モノが自由自在に交流するまちづくり

- ・広域防災拠点へのアクセスルートとなる事業の推進

4. 暮らしを支え、活力を創出する交通環境の充実

道路ネットワークの強化

- ・主要な骨格幹線道路の整備推進
- ・広域防災拠点へのアクセスルートとなる事業の推進
- ・リニア新駅（橋本駅付近）につながる道路ネットワーク強化
- ・連続立体交差事業の推進

鉄道ネットワークの強化

- ・多摩都市モノレール延伸（箱根ヶ崎方面）の事業を推進

5. 地域特有の課題を踏まえた災害対策により、防災力を向上

島しょ地域の無電柱化

- ・緊急整備区間は4島全てで整備推進、優先整備区間は6島全てで事業着手、より効率的・経済的な手法で整備を加速
- ・島しょ事情を踏まえた都独自の新たな整備手法による工事着手
- ・「電柱のない島」の実現に向け、先行整備する利島・御蔵島において、都道・村道の一体設計に着手することなど、村への技術支援を強化

多摩山間・島しょ地域の防災性向上を図る道路整備

- ・代替ルートとなる道路等の整備推進

多摩地域の豪雨対策の強化

- ・石神井川上流地下調節池などで調節池の整備を推進し、柳瀬川において新規調節池を事業化

建設局は、この「TOKYO強靱化プロジェクト」等に位置付けられた施策を着実に進めることで、100年先も都民が安心できる、持続可能な首都東京を実現していく。

3 「シン・トセイX都政の構造改革QOSアップグレード戦略2.0」について

総務部企画課

令和2年8月にキックオフした「シン・トセイ」は、令和7年度を目途に「デジタルガバメント・都庁」の基盤構築を目指し、DX(デジタル・トランスフォーメーション)を梃子に都政の構造改革を押し進めてきた。

都民が真に「実感」できるQOS(クオリティ・オブ・サービス)へと、更なる飛躍を果たすためには、これまで部局単位・事業単位で進展してきたDXを、組織や分野を越えて進めていくことが重要である。

こうしたことから、今般、2050年代のビジョンを掲げ、その実現を目指す「2050東京戦略」の策定に合わせ、2035年をターゲットにした「シン・トセイX」として改定した。この計画では、都政の構造改革を次なるステージへと進化させていくこととしている。

建設局においては「シン・トセイ」の精神やこれまでの取組を継承・発展させつつ、生産性が高く、職員一人ひとりがいきいきと活躍できる環境で、都民のQOL(クオリティ・オブ・ライフ)を高めるため、関係局とも連携し、都政のQOSの向上に取り組んでいく。

4 公の施設における指定管理者制度の活用

総務部企画課

平成15年6月に地方自治法が改正され、これまで公共的な団体にしか委託ができなかった公の施設の管理に、住民サービスの向上と行政コストの縮減を目的として、民間の参入を可能とする指定管理者制度が創設された。

建設局では、平成16年7月に新規開設した都立小山内裏公園で初めて同制度を導入。18年4月には都立公園、庭園、駐車場、霊園、葬儀所及び動物園等91施設に導入した。以降、施設の追加等を経て、現在102施設が同制度により運営されている。

同制度導入後は、各施設における管理運営状況の確認や指定管理者に対する指導、監督及び評価を適切に行っている。

2 「TOKYO強靱化プロジェクト」の推進について

総務部企画課

令和4年12月、都は、風水害、地震、火山噴火、電力・通信等の途絶及び感染症の5つの危機に対して、都民の安全・安心を確保できる強靱で持続可能な都市を実現するため「TOKYO強靱化プロジェクト」を策定した。

一方で、プロジェクト始動後も国内外で大規模な風水害や地震が相次ぐなど、刻々と変化するリスクを的確に捉え、ハード・ソフト両面から対策の強化・拡充を図るべく、都は、令和5年12月に「TOKYO強靱化プロジェクト upgrade I」を取りまとめた。

「TOKYO強靱化プロジェクト」、「TOKYO強靱化プロジェクト upgrade I」(以下、「TOKYO強靱化プロジェクト」等という)には、調節池の整備や無電柱化、特定整備路線や広域防災拠点へのアクセス道路の整備など建設局の事業が多く位置付けられている。

今後も、公の施設の効用を最大限に発揮するため、指定管理者制度を活用して、効果的・効率的な管理運営を行っていく。

5 東京都政策連携団体の戦略的活用

総務部企画課

建設局は（公財）東京都道路整備保全公社、（公財）東京都公園協会、（公財）東京動物園協会の3つの政策連携団体を所管している。

各団体はこれまで、道路行政、河川行政の補完、都立の公園、霊園、葬儀所、動物園の管理などの分野で局事業をサポートしてきた。近年、新たな都政課題や都民ニーズが増加しており、膨大な行政需要に応えるためには、都と政策連携団体が強力に連携し、「都庁グループ」としての機能を高める必要がある。そのため、都では「政策連携団体活用戦略」を策定し、各団体が現場で培った技術やノウハウを戦略的に活用していくこととしている。

各団体においても、新たな経営目標を設定することで、自律的な経営改革を推進するとともに、「都庁グループ」の一員としての持続的な経営基盤の強化を図っている。

6 公共工事の品質確保に向けた取組

総務部技術管理課

平成17年4月に施行された「品確法」（公共工事の品質確保の促進に関する法律）を受け、建設局では平成17年11月に「建設局事業における公共工事の品質確保の促進に関するアドバイザー会議」を設置し、学識経験者の意見を参考として、局事業における公共工事の品質確保に取り組んでいる。

工事発注においては、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされるよう、総合評価方式の適用を推進している。設計等業務委託の契約においても、総合評価方式の適用を推進するとともに、広範で高度な知識が要求される業務などに対してはプロポーザル方式の適用を推進している。

また、令和6年4月から建設業においても時間外労働の上限規制が適用されたことも踏まえ、引き続き適正な工期設定や週休2日制確保工事の推進、施工時期の平準化などにより、建設業の働き方改革を後押しするとともに、遠隔臨場やICT建機等を活用した工事により建設現場の生産性向上に取り組んでいる。

7 工事施行の適正化推進

総務部技術管理課

公共事業については、公共工事に対する都民の信頼の確保、受注者の資質の向上及び建設工事の請負契約の適正化等を図ることが重要な課題となっている。

建設局では、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」に基づき、工事施行適正化の取組を推進している。このため、工事施工中には、監理技術者等の専任状況や実質的な関与、下請負人を含む施工体制等について期間を定めて一斉点検するなど適正化に努めている。

また、東京都工事成績評定要綱に基づき受注者の技術的能力を、施工過程及び成果に基づき厳正かつ適切に評価し、工事受注者の適正な選定に活用している。

8 建設現場における環境対策への取組

総務部技術管理課

「ゼロエミッション東京戦略」に示された2030年までに温室効果ガス排出量を50%削減する「カーボンハーフ」を着実に推進するためには、公共工事の脱炭素化の取組みを加速化する必要がある。

建設局では、道路工事等の舗装に使用するアスファルト混合物について、CO₂排出量の削減に寄与する低炭素（中温化）アスファルト混合物を原則活用することとしている。

さらに、「HTT ゼロエミッションアドバンス工事」を試行し、建設現場における低炭素化及びHTTへの取組を促進している。

9 技術継承及び職員の技術力の維持・向上への取組

総務部職員課

「2050東京戦略」に示した東京の将来像の実現に向け、都市活動や都民生活を支えるまちづくりやインフラ分野における整備・管理などの取組を着実に推進するためには、技術職員の役割が重要である。

このため建設局では、職員の優れた技術力を組織として技術継承を図ることを目的に平成21年度に「建設技術マイスター制度」を構築するなど、職員の技術力の維持・向上に取り組んでいる。また、職員の能力や職級、職務内容に応じて必要な

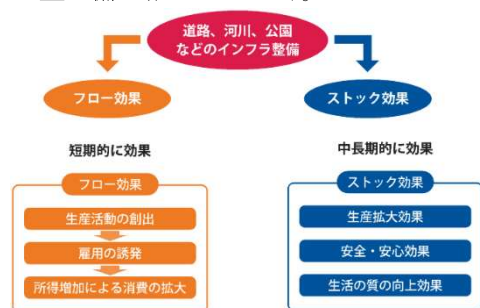
スキルを身に付けられるよう、計画的な技術研修等を通じて、職員の能力向上を図っている。

10 インフラ・ストック効果

総務部企画課

ストック効果とは、道路・河川・公園などの都市基盤施設が整備・供用されることで、将来、中長期的に生産性の向上や日々の都民生活の安全性・快適性を高めるなどの効果のことである。

こうしたストック効果を最大限発揮するために、日々インフラの整備と管理を行うとともに、多様な媒体や機会を活用し、一層積極的に情報発信することで、都民の理解と協力を得ながら、東京の都市基盤整備を推進していく。



インフラの整備がもたらす効果
～フロー効果とストック効果～

11 ホームレス対策

総務部企画課

令和7年1月の路上生活者概数調査によると、建設局所管施設のホームレス数は、188人である。

建設局は、公共施設の管理者として、都民共有の財産である道路、河川、公園の安全かつ快適な利用を確保する責務を負っている。

従前から、ホームレスに対しては、施設からの退去指導や物件撤去指導、特別清掃によるテントの縮小、所轄警察や地元住民と連携した環境浄化などを積極的に行い、公共施設の利用の適正化に努めてきた。

しかし、公共施設からホームレスの退去を図るだけでは、別の公共施設に移動するだけで、根本的な解決にならない。そのため、東京都は、「自立支援システム※」等の施策を行い、ホームレスの自立を促す取組を行ってきた。その成果もあり、建設局所管施設のホームレス数は着実に減少している。

引き続き、建設局は、令和6年3月に策定された「ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画（第5次）」に基づき、福祉施策と緊密に連

携してホームレスの自立を促しつつ、退去指導等を積極的に展開することにより、建設局所管施設の本来機能の回復を図っていく。

※自立支援システム

ホームレスの社会復帰に向け、ホームレスの心身の健康回復と本人の能力等の総合的評価を行い、就労意欲があり、かつ心身の状態が就労に支障がないと認められる者に対しては、生活指導、健康相談及び職業相談等の支援を実施し就労自立を目指す一連の施策

建設局所管施設のホームレス数内訳（令和7年1月）

道 路	105人
河 川	26人
公 園	57人
合 計	188人

（関連ページP. 57、P. 82、P. 134）

12 事業評価委員会

総務部企画課

建設局では、事業の必要性等の視点から評価を行い、事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的として、事業評価委員会を設置している。具体的には、国土交通省所管補助事業等について、必要性、進捗の見込み、コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点から、外部の学識経験者等の意見を踏まえた上で今後の対応方針を決定することにより、効率性、実施過程の透明性の一層の向上を図っている。

令和7年度委員会付議予定数（建設局分）：12件

第3 組 織 の 概 要

1 本庁各部課の分掌事務

部 課 名		分 掌 事 務
総 務	総 務	人事（幹部職員）、議会、広報広聴、情報公開等に関すること。
	企 画	事務事業の企画・調整、進行管理等に関すること。
	計 理	予算、決算に関すること。
	技 術 管 理	事務事業の技術管理及び土木技術の支援等に関すること。
	職 員 用 度	人事（一般職員）、組織、福利厚生、研修、局技術職員の人材育成等に関すること。 契約、物品管理、建設工事統計、公有財産、国有地等の管理・処分に係る連絡調整・指導、 公有地の境界確定等に関すること。
用 地	管 理	貸付金、代替地の取得及び処分等に関すること。
	用 地	用地取得の企画・調整、進行管理等に関すること。
	調 整	用地取得の指導調査、評価、その他損失補償額の調整等に関すること。
	機 動 取 得 推 進	用地取得及び物件の移転その他損失補償の算定、土地の収用等に関すること。
道 路 管 理	管 理	路外駐車場の届出の受理、東京都道路整備保全公社、幹線道路の沿道の整備に関する法律の 施行等に関すること。
	路 政	道路管理の企画調整、路線の認定、有料道路、道路台帳整備等に関すること。
	監 察 指 導	道路の監察、占用、工事調整等に関すること。
	保 全	道路・橋梁の維持補修、その他道路占用工事等の技術的調整、指導に関すること。
	安 全 施 設	道路交通安全施設の整備等に関すること。
道 路 建 設	管 理	道路・街路・橋梁整備事業の連絡調整等に関すること。
	計 画	道路・街路・橋梁・新交通システム等整備事業の企画・調整に関すること。
	鉄 道 関 連 事 業	鉄道・軌道と交差する道路・街路整備事業及び新交通システム等整備事業の実施に関する こと。
	街 路	街路の整備に関すること。
三 環 状 道 路 整 備 推 進	道 路 橋 梁	道路・橋梁の整備に関すること。
	管 理	三環状道路整備事業及び関連する街路整備事業の連絡調整等、用地の取得業務に関する こと。 三環状道路整備事業及び関連する街路整備事業に係る企画、調整、調査、測量等に関する こと。
公 園 緑 地	管 理	都立公園事業・霊園事業の連絡調整等、東京都公園協会及び東京動物園協会に関すること。
	計 画	都立公園事業・霊園事業等の計画・調整、公共施設・道路の緑化等に関すること。
	公 園 建 設	都市公園の占用及び使用等、緑地保全地区及び風致地区内の行為規制、霊園事業の企画及び 運営等に関すること。 都立公園事業・霊園事業及び都市緑地保全事業の実施に関すること。
河 川	管 理	河川整備事業に係る連絡調整等に関すること。
	指 導 調 整	河川管理の総合調整、河川の占用、公有水面の管理等に関すること。
	計 画	河川・海岸の計画、調整等に関すること。
	改 修	河川の改修、高潮防御施設等の整備に関すること。
	防 災	河川・海岸保全施設・砂防施設等の維持補修工事、災害復旧工事、海岸保全施設等の工事、 河川しゅんせつ、水防等に関すること。

2 事務所概要

所 名	所 在 地 電 話	設 置 年 月 日	所 管 区 域	所 管 業 務	令 和 7 年 度 主 要 事 業 予 定
第一建設事務所	中央区明石町2-4 電話3542-0682 (ダイヤル・庶務課庶務担当)	昭和20年 4月1日	千代田区、中央区、港区	道路・橋梁・河川の建設及び維持管理	道路街路整備（放21、環1、環4、補4、補11）、橋梁整備（高浜橋）、シンボルロード整備（内堀通り、六本木通り）、東京ストリートヒューマン1st（外堀通り、靖国通りほか）、遮熱性舗装（新大橋通り、外苑西通りほか）、自転車通行空間整備（神田白山線ほか）、電線共同溝（外苑西通り、国道130号ほか）、道路緑化（新富晴海線ほか）、橋梁長寿命化（勝鬨橋、一ツ橋、乃木坂陸橋ほか）、道路施設補修（昭和通り、芝共同溝ほか）、中小河川整備（古川）、隅田川テラス整備、耐震対策事業（古川・亀島川）、河川しゅんせつ（隅田川ほか）、河川水面清掃（隅田川ほか28河川）
第二建設事務所	品川区広町2-1-36 （品川区総合庁舎内） 電話3774-0313 (ダイヤル・庶務課庶務担当)	昭和20年 4月1日	品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区	〃	道路街路整備（放17、放19、放23、環5の1、補11、補26、補27、補28、補52、補54、補125、補128、補212）、特定整備路線（放2、補26、補28、補29、補52）、橋梁整備（若潮橋、等々力大橋（仮称）、鎌田橋）、道路補修（中原街道、環八通りほか）、道路施設補修（白金トンネル、排水施設、世田谷通りほか）、道路照明のLED化（世田谷通りほか）、遮熱性舗装（山手通り、方南通り）、橋梁補修（菅刈陸橋、平和島第二歩道橋ほか）、橋梁長寿命化（大井陸橋、都大橋、長原陸橋ほか）、電線共同溝整備（環七通り、目黒通り、中原街道、環八通りほか）、自転車通行空間（方南通り）、トンネル長寿命化（東海隧道）、道路緑化（駒沢通りほか）、中小河川整備（仙川、野川、目黒川、谷沢川分水路）、高潮防御施設整備（呑川、内川、海老取川、目黒川）、調節池補修（荏原調節池）
第三建設事務所	中野区中野4-11-19 （中野区総合庁舎内） 電話3387-5132 (ダイヤル・庶務課庶務担当)	昭和20年 4月1日	新宿区、中野区、杉並区	〃	道路街路整備（放5、放24、放25、環3、環4、環5の1、補26、補62、補74、補133）、特定整備路線（補227）、新宿歩行者専用道、橋梁の長寿命化（高井戸北陸橋、高井戸陸橋ほか）、道路照明のLED化（靖国通りほか）道路施設補修（井荻・練馬トンネル）、遮熱性舗装（靖国通りほか）、保水性舗装（新宿副都心三号線ほか）、自転車通行空間（井ノ頭通りほか）、電線共同溝整備（環七通り、環八通り、青梅街道ほか）、道路補修（山手通りほか）、中小河川整備（神田川、妙正寺川、善福寺川、環状七号線地下広域調節池、下高井戸調節池、善福寺川上流地下調節池）

所 名	所 在 地 電 話	設 置 年 月 日	所 管 区 域	所 管 業 務	令 和 7 年 度 主 要 事 業 予 定
第四建設事務所	豊島区南大塚 2-36-2 電話5978-1703 (ダイヤル・庶務課庶務担当)	昭和20年 4月1日	豊島区、板橋区、練馬区	道路・橋梁・河川の建設及び維持管理	道路街路整備（主8、主68、特441、放7、放9、放35、放36、環5の1、外環の2、補133、補156、補172、補229、補230、補233）、特定整備路線（補26、補73、補81、補82、補172）、すいすいプラン（主25、特447）、道路補修（千川通りほか）、遮熱性舗装（要町通りほか）、橋梁長寿命化（みのわ陸橋）、電線共同溝整備（目白通りほか）、自転車通行空間整備（特443）、道路施設補修（練馬春日町トンネルほか）、板橋四ツ又駐車場設備改修、中小河川整備（石神井川、白子川、城北中央公園調節池、環状七号線地下広域調節池）、耐震対策（新河岸川）、河川防災（新河岸川）、河川環境整備（新河岸川）
第五建設事務所	葛飾区東新小岩 1-14-11 電話3692-4574 (ダイヤル・庶務課庶務担当)	昭和20年 4月1日	墨田区、江東区、葛飾区、江戸川区	〃	道路街路整備（放32、環3支1.2、環4、補116、補120、補142、補143、補144、補277、特474）、特定整備路線（放32、補142、補143、補144）、交通安全施設（主308、主319、特449、特450、特461、特465、特474、特475）、電線共同溝整備（主10、主50、主60、主308、主314、主315、主318、一501、特450、特463、特467、特471）、橋梁整備（小原橋、東雲橋、夢の島大橋、旧江戸川橋梁（仮称））、長寿命化（平井大橋、船堀橋、葛西橋、江東新橋、新水戸橋）、橋梁補修（上平井橋、豊住橋）、道路補修（主10、主60、主306、主308、主315、主318、主319、特449、特450、特451、特453、特461、特463、特475、特476、特477、一501）、河川（中川、新中川、旧江戸川、隅田川、綾瀬川）
第六建設事務所	足立区千住東 2-10-10 電話3882-1152 (ダイヤル・庶務課庶務担当)	昭和44年 4月1日	文京区、台東区、北区、荒川区、足立区	〃	道路街路整備（放8、放10、環4、補73、補85、補86、補88、補90、補92、補94、補109、補118、補136、補138、補261）、特定整備路線（補73、補86、補90、補136、補138）、橋梁補修（平和橋、厩橋）、交通安全施設（国122、主301、主306、主311、主313、主314、主319、特405、特435、特437、特452）、橋梁の長寿命化（江北橋、両大師橋、大谷田陸橋、新荒川大橋、五兵衛新橋、鹿浜橋、宮地陸橋、堀切橋）、道路補修（国122、主306、主307、主313、主318、一102、一103、一104、一106、特436、特450、特452、特455、特457、特461、特466）、電線共同溝整備（国122、主49、主58、主306、主311、主313、主314、主318、一107、一501、特445、特447、特455、特461、特467）、中小河川整備（神田川）、高潮防御施設整備（石神井川、毛長川）、耐震対策（新河岸川、圀川）、河川防災（神田川）、急傾斜地崩壊対策等（赤羽西）

所 名	所 在 地 電 話	設 置 年 月 日	所 管 区 域	所 管 業 務	令 和 7 年 度 主 要 事 業 予 定
西多摩建設事務所	青梅市東青梅 3-20-1 電話0428-22-7210 (ダイヤル・庶務課庶務担当)	昭和44年 4月1日	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村	道路・橋梁・河川の建設及び維持管理	道路街路整備（国411、主5、主7、主31、主44、主45、主45＜多摩川南岸道路＞、主33＜秋川南岸道路＞、一165、一166、一202、一250、一251、青梅3・4・4、福生3・3・30、秋多3・4・6）、交通安全施設（国411、主29、主31、主45、すいすいプラン4箇所）、橋梁整備（本宿橋（仮称）、羽村大橋ほか）、中小河川整備（平井川、霞川）、砂防（喜代沢、西川、本宿第一沢ほか）、急傾斜地（長淵一丁目、大久野新井、小沢ほか）、河川防災等（秋川、大丹波川ほか）、道路補修（国411ほか）、道路災害防除（国411ほか）、電線共同溝整備（主5、主29ほか）、橋梁補修（海入道橋ほか）、橋梁長寿命化（境橋、神代橋、香蘭橋ほか）、トンネル予防保全（日原トンネル、吹上トンネルほか）
南多摩東部建設事務所	町田市中町 1-31-12 電話042-720-8622 (ダイヤル・庶務課庶務担当)	昭和60年 10月1日	町田市、多摩市、稲城市	〃	道路整備（主18、主19、主47、主57、一141、一155、一503、南多摩尾根幹線）、橋梁整備（関戸橋、堅谷戸大橋ほか）、街路整備（町田3・3・36）、交通安全施設（主18、主19、主47、すいすいプラン9箇所）、中小河川整備（鶴見川、境川金森調節池、境川木曽東調節池、境川木曽西調節池、三沢川）、砂防海岸整備（本町田）、河川防災（鶴見川、境川）、河川環境整備（大栗川、乞田川）、道路補修（主9、主18、主19、主47、主51、一124、一140、一141、一155、一156、一158、一506）、橋梁長寿命化（中央橋）、橋梁維持（東橋、矢野口橋、今井谷戸歩道橋ほか）、電線共同溝（主3、主47、主18、主19、一158）
南多摩西部建設事務所	八王子市明神町 3-19-2 （八王子合同庁舎内） 電話042-643-2604 (ダイヤル・庶務課庶務担当)	昭和60年 10月1日	八王子市、日野市	〃	道路街路整備（主32、主32＜北西部幹線道路＞、主47、主61、一173、八王子3・3・10、八王子3・4・28、日野3・4・3）、橋梁整備（日野橋、東秋川橋）、交通安全施設（主46、一173）、すいすいプラン（4箇所）、中小河川整備（浅川、谷地川、川口川）、河川防災（南浅川、川口川、谷地川）、急傾斜地（初沢3、平山六）、砂防（下恩方ほか）、河川環境整備（大栗川）、河川維持、道路補修（国411、主20、主32、主41、主46、一162、一169、一256、一506）、道路災害防除（一166、一521）、橋梁維持（明治橋、新関戸橋ほか）、橋梁の長寿命化（豊田陸橋、平山陸橋ほか）、電線共同溝整備（主32、一158ほか）、施設整備（美山トンネルほか）

所 名	所 在 地 電 話	設 置 年 月 日	所 管 区 域	所 管 業 務	令 和 7 年 度 主 要 事 業 予 定
北多摩南部建設事務所	府中市緑町1-27-1 電話042-330-1802 (ダイヤル・庶務課庶務担当)	昭和48年 4月1日	武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市、西東京市	道路・橋梁・河川の建設及び維持管理	道路街路整備（主11、一233、三鷹3・2・2、三鷹3・2・6、三鷹3・4・7、三鷹3・4・3、三鷹3・4・11、三鷹3・4・12、武蔵野3・3・6、武蔵野3・4・24、小金井3・4・11、西東京3・2・6、西東京3・3・14、西東京3・4・9、西東京3・4・12、西東京3・4・13、府中3・2・2の2、府中3・4・5、府中3・4・7、調布3・4・2、調布3・4・10、調布3・4・11、調布3・4・17、調布3・4・18）、橋梁整備（関戸橋）、交通安全施設（一114ほか、すいすいプラン6箇所）、道路補修（主15、一134ほか）、電線共同溝整備（主11狛江通り、主18新府中街道ほか）、橋梁長寿命化（府中本町陸橋）、自転車通行空間（一112）、橋梁補修（多摩川原橋）、道路照明LED化（一229旧甲州街道ほか）、横断歩道橋補修（大沢台歩道橋ほか）、街路樹診断（主4青梅街道ほか）、中小河川整備（野川、石神井川、入間川、石神井川上流地下調節池、仙川第一調節池（仮称））、河川防災（仙川小金井分水路）、河川維持
北多摩北部建設事務所	立川市柴崎町2-15-19 電話042-540-9501 (ダイヤル・庶務課庶務担当)	昭和48年 4月1日	立川市、昭島市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市	〃	道路街路整備（国分寺3・2・8、小平3・2・8、東村山3・3・8、立川3・3・30、国分寺3・4・6、東村山3・4・11、東村山3・4・15の1及び2、立川3・2・4、福生3・4・4）、交通安全施設（主4、主7、すいすいプラン4箇所）、道路補修（主40、一153ほか）、電線共同溝整備（主16ほか）、長寿命化（武蔵国分寺陸橋ほか）、中小河川整備（柳瀬川、空堀川、奈良橋川、黒目川、落合川下谷橋調節池）、河川防災（柳瀬川ほか）、河川維持
東部公園緑地事務所	台東区上野公園7-47 電話3821-6141 (ダイヤル・庶務課庶務担当)	昭和20年 4月1日	23区全域 武蔵野市、三鷹市、日野市、松戸市の一部等区外管理地	公園緑地の用地取得・造成整備・維持管理、霊園葬儀所の整備・管理、史跡名勝等の管理、苗木育成、動物園の管理と施設整備	公園緑地整備（日比谷、上野、林試の森、祖師谷、代々木、舎人、赤塚、城北中央、篠崎、水元、和田堀、練馬城址、浜離宮、小石川後樂園、旧岩崎邸庭園ほか）、霊園葬儀所整備（青山、谷中、染井、雑司ヶ谷、八柱、瑞江葬儀所ほか）、動物園整備（上野、多摩、井の頭、葛西臨海）、公園用地取得（篠崎、和田堀、城北中央ほか）
西部公園緑地事務所	武蔵野市御殿山1-17-59 電話0422-47-0111 (ダイヤル・庶務課庶務担当)	昭和20年 4月1日	多摩地域全域	公園緑地の用地取得・造成整備・維持管理、霊園の整備・管理、特別緑地保全地区内の都有地の保全、史跡名勝の管理、苗木の育成	公園緑地整備（大戸、東伏見、六仙、滝山、野山北・六道山、中藤、府中の森、神代、井の頭恩賜、秋留台ほか）、霊園整備（八王子、小平、多磨）、公園用地取得（東伏見、六仙、神代、野山北・六道山、東大和、中藤、滝山、小金井、武蔵野、小山田、大戸ほか）

所 名	所 在 地 電 話	設 置 年 月 日	所 管 区 域	所 管 業 務	令 和 7 年 度 主 要 事 業 予 定
江東治水事務所	葛飾区東新小岩 1-14-11 電話3692-4832 (ダイヤル・庶務課庶務担当)	昭和33年 5月1日		低地河川の整備、水門・排水機場等の管理及び整備	高潮防御施設整備事業（中川ほか）、スーパー堤防等整備事業（隅田川、旧江戸川ほか）、耐震・耐水対策事業（中川・新中川ほか、水門等）、江東内部河川整備事業（横十間川ほか）、水門管理事業（水門管理センターほか20施設）

3 総務局所管事務所（建設局関連）の概要

所 名	所 在 地 電 話	設 置 年 月 日	所 管 区 域	所 管 業 務	令 和 7 年 度 主 要 事 業 予 定
大島支庁土木課	大島町元町字オンダシ 222-1 電話04992-2-4441	大正15年 7月1日	大島町、利島村、新島村、神津島村	道路・橋梁・砂防・海岸・急傾斜地・地すべり防止施設等の建設及び維持管理	道路整備（一208泉津、一208間伏差木地）、道路補修（一208元町外4箇所）、交通安全施設（一208野増）、施設整備（一208元町）、道路災害防除（一224神津島村、一224沢尻）、橋梁補修（泉津橋）、砂防（沢立沢、大清水沢、小清水沢、大金沢、佐久川、間伏第一沢〔仮称〕、野増第二沢〔仮称〕、滝川沢、地の岡沢、沢尻・長浜）、急傾斜地（七軒町地区）、河川防災（木戸上、羽伏浦、間々下、上の山、大六殿・上の川、神津沢）、電線共同溝整備（一208岡田、一208元町、一208野増、一208差木地、一208波浮港、一228利島、一211若郷、一211檜山ほか）
三宅支庁土木港湾課	三宅村伊豆642番地 電話04994-2-1313	昭和18年 4月1日	三宅村、御蔵島村	〃	道路整備（一212伊ヶ谷、坪田）、海岸（阿古）、道路補修（一212伊豆、坪田、阿古、一223御蔵島ほか）、道路災害防除（阿古、坪田、御蔵島ほか）、橋梁補修（空栗橋、カニガ沢橋、川田橋、三宝橋、椎取沢橋、大長井橋ほか）、緑地保護、砂防（長沢、とんび沢南支川、卯辰川）、河川防災（堰堤除石、阿古海岸）、電線共同溝整備（一212神着、一212伊ヶ谷、一223御蔵）
八丈支庁土木課	八丈町大賀郷2466-2 電話04996-2-1114	大正15年 7月1日	八丈町、青ヶ島村	〃	道路整備（一216大賀郷ほか）、交通安全施設（大賀郷ほか）、道路災害防除（末吉ほか）、路面補修（三根ほか）、砂防（大里一ノ沢ほか）、河川防災（鴨川）電線共同溝整備（一216三根ほか）
小笠原支庁土木課	小笠原村父島西町 電話04998-2-2123	昭和43年 6月26日	小笠原村	道路・橋梁・砂防・地すべり防止施設・都市公園の整備及び維持管理	道路整備（一240行文線、一241北進線）、道路補修（一240北袋沢、一241庚申塚ほか）、橋梁補修（境浦橋）、道路災害防除（一240夜明山、一241西浦）、交通安全施設（一240、一241）、電線共同溝整備（一241評議平）、砂防（北袋沢地区第一沢）、河川防災（大村川）、都市公園整備（大神山公園）

第4 組織の沿革

年	月日	本 庁	月日	本庁行政機関	年	月日	本 庁	月日	本庁行政機関
S 21	2. 1	建設局 庶務課 都市計画課 公園緑地課 道路課 河川課 敷地工事課 土地課 建築課 住宅課 港湾課	2. 1	第一～第五土木出張所 南・北・西部公園 緑地出張所 上野恩賜公園動物園 瀝青混合所 土木出張所は建設事務所となる 上野恩賜公園動物園は恩賜上野動物園となる	33			5. 1	中川改修事務所は江東治水事務所となる 駐車場管理事務所設置 多摩動物公園管理事務所設置
	7. 11	土地課は土地整理課となる	5. 14		35	7. 1	都市計画部は首都整備局へ移管	4. 1	特定街路建設事務所設置
	9. 2	庶務課は総務課となる			36	4. 1	道路建設部廃止 道路建設本部 建設部 用地部	12. 1	特定街路建設事務所廃止 第一～第三特定街路建設事務所設置
	12. 27	整地工事課 土地整理課 区画整理課 土地課						4. 1	第四特定街路建設事務所設置
		整地工事課 } 廃止 土地整理課 } 区画整理課 } 設置 土地課 }							
23	5. 1 9. 1	整地工事課設置 建築課 } 建築局へ 住宅課 } 分離	11. 11 12. 1	土木技術研究所復活 第一～第五復興区画整理事務所設置	39	8. 1	区画整備部は都市改造部となる	8. 1	北多摩建設事務所設置 第一～第五区画整理事務所は東部・南部・西部・北部区画整理事務所に再編成 市街地改造事務所設置 多摩動物公園管理事務所は多摩動物公園となる 多摩川砂利管理事務所設置 駒沢オリンピック公園事務所設置
24	11. 9	公園緑地課は公園観光課となる 港湾課は港湾部となる 土地課は財務局へ移管	6. 11 11. 12	公園緑地出張所は公園緑地事務所となる 中川改修事務所復活					
26	6. 11	港湾部は港湾局となる						12. 1	
27	11. 1	部課制の採用 総務部 計画部 公園緑地部 道路部 河川部 区画整理部			40	7. 17	道路建設本部 建設部 用地部 道路管理部 総務部は建政部となる 道路監 道路用地部 道路工事部	11. 1	駐車場管理事務所廃止
31	12. 16	計画部は都市計画部となる 技監設置							
32	4. 15	道路部廃止 道路管理部 } 設置 道路建設部 }	4. 15	復興区画整理事務所は区画整理事務所となる	41	7. 19 12. 1	次長設置 主幹 { 道路管 理担当 } 主幹 { 技術管 理担当 } }		

年	月日	本 庁	月日	本庁行政機関	年	月日	本 庁	月日	本庁行政機関
43	7. 5	次長廃止 道路用地部は用地部となる			48	4. 1	主 幹（緑化推進担当）設置	4. 1	北多摩建設事務所・第三特定街路建設事務所廃止 北多摩南部建設事務所・北多摩北部建設事務所設置 北多摩南部・北部建設事務所に次長を設置
44	7. 5	建政部、道路工事は総務部、道路部となる 主幹（道路計画担当） 主幹（道路工事担当） 主幹（技術管理担当）は主幹（企画技術管理担当）となる	7. 5	第六建設事務所 西多摩建設事務所 南多摩建設事務所 設置 瀝青混合所・多摩川砂利管理事務所 廃止	49	7. 1	都市防災本部に技監を設置 主幹（葛西沖開発担当）廃止 主幹（局務）設置	7. 1	西多摩建設事務所に次長を設置
	12. 11	主幹（江東地区再開発担当）設置			50	12. 1	主幹（局務）廃止 主幹（亀戸・大島・小松川地区事業化担当）設置		
45	7. 16	次長設置 主幹（江東地区再開発担当）廃止			51	8. 1	都市防災本部技監廃止 都市防災本部 管 理 部 〔再開発部〕 〔区画整理部〕 企 画 部 再 開 発 部 区 画 整 理 部 主〔企画技術管理担当〕 主〔低地防災計画担当〕 参事設置		
46	6. 17	道 路 部 } 廃止 都市改造部 } 道路管理部 } 道路建設部 } 設置 都市防災本部 } 管 理 部 } 再 開 発 部 } 区画整理部 } 主幹（道路管理担当）廃止 主幹（道路工事担当）廃止 主幹（道路保全担当）設置	6. 17	市街地改造事務所 廃止 市街地再開発事務所設置	52	7. 11	主幹（亀戸・大島・小松川地区事業化担当）廃止 主幹（緑化推進担当）廃止 主幹（公園管理担当）設置	7. 11	江東南部再開発事務所設置
47	2. 16	主幹（葛西沖開発担当）設置	2. 16	東部・南部・北部区画整理事務所は、第一・第二・第三区画整理事務所、西部区画整理事務所は市街地再開発事務所、市街地再開発事務所は江東再開発事務所となる	56			4. 1	第一・第二・第四特定街路建設事務所廃止 第一・第四特定街路建設事務所の次長を廃止 第一街路整備事務所・第二街路整備事務所設置
	12. 1	主幹（低地防災計画担当）設置	12. 1	第三、南多摩、北多摩建設事務所及び第一、第四特定街路建設事務所に次長を設置	57	4. 1	次長廃止		
						8. 1	次長設置		

年	月日	本 庁	月日	本庁行政機関	年	月日	本 庁	月日	本庁行政機関
59	12. 1	企画部廃止	12. 1	第三建設事務所の次長を廃止	2	8. 1	職の名称変更 企画担当部長 参事（道路保全担当） 参事（道路計画担当） 参事（公園管理担当）		
60	4. 1	主幹（事業調整）設置	7. 1	駒沢オリンピック公園事務所廃止 西多摩・南多摩・北多摩南部・北多摩北部建設事務所の次長を廃止 第一・第二・第三・第四・第五・第六・西多摩・南多摩・北多摩南部・北多摩北部建設事務所、江東治水事務所に副所長設置 南部・北部・西部公園緑地事務所に副所長設置 南多摩建設事務所、市街地・江東・江東南部再開発事務所廃止 南多摩東部・南多摩西部建設事務所、第一～第二再開発事務所設置 南多摩東部・南多摩西部建設事務所、第一～第二再開発事務所に副所長設置					
	10. 1	主幹（事業調整）廃止	10. 1		3			4. 1	道路モノレール建設事務所設置
			12. 1		10			4. 1	南部公園緑地事務所・北部公園緑地事務所廃止 東部公園緑地事務所設置
					12			4. 1	道路モノレール建設事務所廃止 新交通建設事務所設置
					13	4. 1	区画整理部・再開発部廃止 市街地整備部の設置	4. 1	第三区画整理事業所廃止 第一、第二再開発事務所廃止 再開発事務所設置
					14	4. 1	理事設置 多摩ニュータウン事業部設置	4. 1	多摩ニュータウン整備事務所設置
61	4. 1	主幹（道路公社設立準備担当）設置			16	4. 1	理事（多摩ニュータウン事業担当）廃止 市街地整備部及び多摩ニュータウン事業部を統合し、都市整備局に移管	4. 1	第一・第二区画整理事務所及び再開発事務所は都市整備局へ移管 多摩ニュータウン整備事務所は3級事業所とし都市整備局へ移管
	5. 23	次長廃止	7. 1	恩賜上野動物園、多摩動物公園に副園長設置					
63	4. 1	主幹（道路公社設立準備担当）廃止 主幹（水上バス）設置	4. 1	第二～第三区画整理事務所に副所長設置	17			4. 1	第七建設事務所廃止
H 元	4. 1	主幹（水上バス）廃止	4. 1	第一～第二街路整備事務所廃止	18			4. 1	土木技術研究所廃止 土木技術センター設置 恩賜上野動物園及び多摩動物公園は指定管理者制度の導入に伴い廃止
	7. 16	次長設置		第七建設事務所設置 第七建設事務所、第一区画整理事務所に副所長設置					

年	月日	本	庁	月日	本庁行政機関	年	月日	本	庁	月日	本庁行政機関
19				4. 1	新交通建設事務所 廃止						
20	7. 16	三環状道路整備推 進担当部長設置									
21	4. 1	三環状道路整備推 進担当部長廃止 三環状道路整備推 進部設置	4. 1	土木技術センター 廃止 土木技術支援・人 材育成センター設 置							
	7. 16	情報基盤整備担当 部長設置									
22	7. 16	参事（道路保全担 当）廃止 参事（道路計画担 当）廃止 参事（公園管理担 当）廃止 道路保全担当部長 設置 道路計画担当部長 設置 公園管理担当部長 設置									
23	4. 1	情報基盤整備担当 部長廃止									
R 7			4. 1	土木技術支援・人 材育成センター廃 止							

第5 人員一覽表

令和7年4月1日現在(単位:人)

区分	管理職										一般職員																計
	()は再任用職員数で内数										()は再任用職員数で内数																
	事務	技術								小計	事務	技術										技能 労務	小計				
土木		建築	機械	電気	林業	造園	獣医	技術 計	土木			建築	機械	電気	ICT	林業	畜産	水産	造園	獣医	技術 計						
総務部	9	9			1				10	19	70	33 (2)	2	1	1	2						39 (2)		109 (2)	128 (2)		
用地部	9		1						1	10	92 (1)		6								6		98 (1)	108 (1)			
道路管理部	4	13							13	17	35	78	1	1	5						85		120	137			
道路建設部	1	16							16	17	21	96									96		117	134			
三環状道路 整備推進部	2	3							3	5	22	10	2								12		34	39			
公園緑地部	9	3					5		8	17	46	1	3	1			2		31		38		84	101			
河川部	3	12			1				13	16	34	74		3	6						83		117	133			
小計	37	56	1		2		5		64	101	320 (1)	292 (2)	14	6	12	2		2		31		359 (2)		679 (3)	780 (3)		
第一建設事務所	4 (2)	3							3	7 (2)	32 (1)	67 (3)	1	1	2					2		73 (3)	4 (1)	109 (5)	116 (7)		
第二建設事務所	5 (2)	4							4	9 (2)	53 (3)	92 (3)	3	2	4					1		102 (3)	3 (1)	158 (7)	167 (9)		
第三建設事務所	4 (1)	4							4	8 (1)	44 (4)	87 (2)	3	2	5					2		99 (2)	2	145 (6)	153 (7)		
第四建設事務所	5 (1)	4 (1)							4 (1)	9 (2)	55 (3)	84 (3)	3	2	3					3		95 (3)	2 (1)	152 (7)	161 (9)		
第五建設事務所	3	3	1						4	7	36 (1)	70 (4)	1		2					2		75 (4)	3 (1)	114 (6)	121 (6)		
第六建設事務所	5 (1)	2							2	7 (1)	45 (1)	85 (6)	2		2					2		91 (6)	3	139 (7)	146 (8)		
西多摩建設事務所	4 (1)	5							5	9 (1)	35 (3)	92 (5)	1		2						95 (5)	6 (1)	136 (9)	145 (10)			
南多摩東部建設事務所	4	4							4	8	28 (2)	68 (1)	2	1	2						73 (1)		101 (3)	109 (3)			
南多摩西部建設事務所	5 (1)	2							2	7 (1)	30	52 (2)	2		1						55 (2)	2 (1)	87 (3)	94 (4)			
北多摩南部建設事務所	4 (1)	4							4	8 (1)	40	66 (5)	1	1	2					1		71 (5)	2 (1)	113 (6)	121 (7)		
北多摩北部建設事務所	5 (1)	7							7	12 (1)	79 (3)	75 (3)	6		1						82 (3)	2 (2)	163 (8)	175 (9)			
土木技術支援・人材育成センター																											
東部公園緑地事務所	2 (1)	1					4 (2)		5 (2)	7 (3)	34 (1)	12	8	6	7					31 (1)		64 (1)	2 (1)	100 (3)	107 (6)		
西部公園緑地事務所	2 (1)						2		2	4 (1)	21	5 (1)	2	1	1					18 (1)		27 (2)	2 (2)	50 (4)	54 (5)		
江東治水事務所		4			1				5	5	8 (1)	55 (3)	2	17 (3)	17 (1)						91 (7)	1 (1)	100 (9)	105 (9)			
小計	52 (13)	47 (1)	1		1		6 (2)		55 (3)	107 (16)	540 (23)	910 (41)	37	33 (3)	51 (1)					62 (2)		1,093 (47)	34 (13)	1,667 (83)	1,774 (99)		
計	89 (13)	103 (1)	2		3		11 (2)		119 (3)	208 (16)	860 (24)	1,202 (43)	51	39 (3)	63 (1)	2		2		93 (2)		1,452 (49)	34 (13)	2,346 (86)	2,554 (102)		

第6 令和7年度予算

1 予算の基本的な考え方

我が国の景気は、雇用・所得環境が改善する下で、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、物価上昇、海外経済の動向と政策に関する不確実性や金融資本市場の変動等の影響など、都の財政環境の先行きを見通すことは困難である。

国際情勢はその変化のスピードを早め、足元では人口減少社会や少子高齢化、自然災害への備えなど、都政を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、「2050東京戦略」に基づき、「首都防衛」を図るとともに希望あふれる東京の未来を切り拓いていかなくてはならない。

令和7年度予算は、不確実性が高まる社会情勢の中、「成長」と「成熟」が両立した持続可能な都市の実現に向けて、全ての人が輝く東京未来を切り拓く予算として、

第一に、東京のポテンシャルを最大限活かし、「ダイバーシティ」、「スマートシティ」、「セーフシティ」の3つのシティを進化させ、「世界で一番の都市・東京」の実現に向けた施策を積極的かつ着実に展開すること

第二に、都民が実感できるクオリティ・オブ・サービスを向上させるため、DXなど新たな視点で業務の見直しを進め、持続可能な執行体制の構築を図りつつ、無駄を一層なくす取組を強化し、強靱で持続可能な財政基盤を堅持すること

を基本として編成した。

こうした都の予算編成方針のもと、建設局では首都東京の成長を支える都市基盤施設の効果的・重点的な整備と、適切な維持管理を通じた万全の危機管理により、都民の安全・安心を確保するとともに、次世代に良好な社会資本を継承していく。

より強靱で持続可能な都市を創り上げるために大胆かつ着実な施策を積極的に展開するとともに、先端技術の活用等を図り、都民が実感できるクオリティ・オブ・サービスを一層向上させていく。

この2点を基本方針とし、以下の4つの視点に基づいて予算を編成した。

- 【安全安心】安心で暮らしやすい社会の実現
- 【渋滞対策】国際競争力と経済活力の強化
- 【快適環境】快適で潤いのある都市空間の創出
- 【施設管理】都市基盤施設の良好な維持管理

2 予算規模

令和7年度の建設局関係予算の総額は6,622億円で、前年度に対して199億円、3.1%の増となっており、その会計別の内訳は第1・1表のとおりである。

一般会計について、都全体と当局とを比較すると、第1・2表のとおり、一般会計全体の予算規模は前年度に対して8.3%増、当局の予算規模は、3.2%増であり、一般会計全体に占める当局の割合は、7.2%となっている。

(資料第1-(2)、P.168)

第1・1表 建設局関係予算規模（会計別）

区 分	7年度	6年度	比較増減	増減率
	億円	億円	億円	%
一 般 会 計	6,567	6,366	201	3.2
用 地 会 計	55	57	△2	△3.7
合 計	6,622	6,423	199	3.1

第1・2表 建設局関係予算規模（年度別）

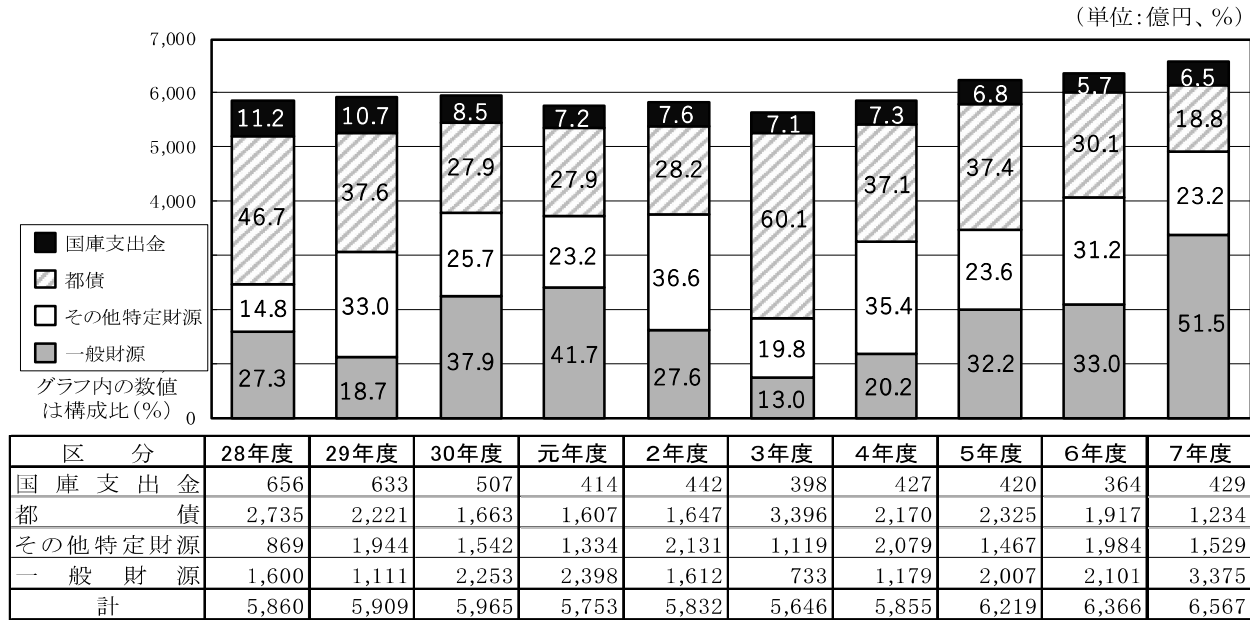
区分 年度	一 般 会 計				都全体に 占める建 設局割合 (B/A)
	都 全 体 (A)		建 設 局 (B)		
	予算額	増減率	予算額	増減率	
平成	億円	%	億円	%	%
28	70,110	0.8	5,860	6.6	8.4
29	69,540	△0.8	5,909	0.8	8.5
30	70,460	1.3	5,965	1.0	8.5
令和元	74,610	5.9	5,753	△3.5	7.7
2	73,540	△1.4	5,832	1.4	7.9
3	74,250	1.0	5,646	△3.2	7.6
4	78,010	5.1	5,855	3.7	7.5
5	80,410	3.1	6,219	6.2	7.7
6	84,530	5.1	6,366	2.4	7.5
7	91,580	8.3	6,567	3.2	7.2

3 一般会計歳入予算の概要

令和7年度の建設局歳入予算は、所管外財源を含めた特定財源総額で3,192億円となっている。

前年度と比べて特定財源は1,073億円の減、一般財源は1,274億円の増となっている。(第1・1図)

第1・1図 一般会計当初予算の推移と財源の構成



(1) 特別交付金

7 年度	6 年度	比較増△減
千円	千円	千円
1,262,486	1,312,311	△49,825

道路交通法の反則行為に関する処理手続の特例によって、国に納付された反則金の収入額を建設局及び警視庁所管の交通安全施設（歩道、道路標識等）の整備の費用に充てるため人口集中地区人口、人身事故発生件数及び改良済道路延長を基準として交付されるものである。

(2) 分担金及負担金

7 年度	6 年度	比較増△減
千円	千円	千円
12,109,361	12,413,355	△303,994

鉄道と道路との連続立体交差事業に伴う負担金や中小河川の護岸改修に伴う橋梁架替費用の負担金などであり、その内訳は第1・3表のとおりである。

(3) 使用料及手数料

7 年度	6 年度	比較増△減
千円	千円	千円
32,437,318	30,619,246	1,818,072

使用料は、道路や河川敷地の占用料、動物園の入園料、公園施設の使用料などであり、手数料は、行政サービスの対価として徴収するもので、その内訳は第1・4表のとおりである。

第1・3表 分担金及負担金

区 分	7 年 度	6 年 度
道路橋梁費関係（連続立体交差事業に伴う負担金ほか）	11,605,293 千円	11,940,917 千円
河川海岸費関係（河川工事に伴う橋梁架替の負担金ほか）	499,717	385,833
公園霊園費関係（非常用発電設備維持管理負担金）	4,351	86,605

第1・4表 使用料及手数料

区 分	7 年 度	6 年 度
道路橋梁費関係（道路占用料ほか）	14,909,558 千円	14,567,434 千円
河川海岸費関係（河川敷地占用料、流水占用料ほか）	3,669,263	3,645,653
公園霊園費関係（動物園入園料、公園・霊園施設使用料ほか）	13,849,725	12,397,587
土木管理費関係（証明閲覧ほか）	8,772	8,572

(4) 国庫支出金

7 年度 千円	6 年度 千円	比較増△減 千円
42,920,041	36,380,402	6,539,639

地方財政法等の規定に基づき、国がその事業の経費の一部を負担する「国庫負担金」、国が特定の事業を奨励することを目的として支出する「国庫補助金」、国の法定受託事務等に支出される「国庫委託金」があり、その内訳は第 1・5 表のとおりである。

(5) 財産収入

7 年度 千円	6 年度 千円	比較増△減 千円
985,445	1,133,590	△148,145

都有財産の運用収入及び公共事業の施行に伴う代替地の売払い収入などで、その内訳は第 1・6 表のとおりである。

(6) 寄附金

7 年度 千円	6 年度 千円	比較増△減 千円
10,000	10,000	0

(公財) 東京動物園協会からのジャイアントパンダ繁殖研究プロジェクトに係る寄附金である。

(7) 繰入金

7 年度 千円	6 年度 千円	比較増△減 千円
95,622,033	146,167,798	△50,545,765

街路整備事業等に伴う下水道工事負担金、水道工事における道路自費復旧工事の監督事務費などの各公営企業会計からの繰入金や、東京強靱化推進基金、社会資本等整備基金などから財源充当される基金繰入金などであり、その内訳は第 1・7 表のとおりである。

第 1・5 表 国庫支出金

区 分	7 年 度	6 年 度	負担補助割合
国庫負担金（土木費国庫負担金）	13,356,409 千円	9,445,079 千円	
道路橋梁（街路整備ほか）	13,086,300	8,676,420	1/2・3/5・0.667
河川海岸（中小河川整備ほか）	266,000	765,000	1/2・0.667
土木管理（市町村指導監督）	4,109	3,659	10/10
国庫補助金（土木費国庫補助金）	29,549,894	26,921,809	
道路橋梁（街路整備ほか）	19,163,000	17,781,707	1/2・3/5
河川海岸（中小河川整備ほか）	8,000,414	6,968,102	1/3・1/2・5.5/10・9/10
公園霊園（公園整備ほか）	2,386,480	2,172,000	1/3・1/2
国庫委託金（土木費委託金）	13,738	13,514	
河川海岸（水害統計調査）	224	226	10/10
土木管理（建設統計調査）	13,514	13,288	10/10

第 1・6 表 財 産 収 入

区 分	7 年 度	6 年 度
河川海岸費関係（地所賃貸料ほか）	18,855 千円	18,193 千円
公園霊園費関係（地所賃貸料）	61	58
土木管理費関係（用地取得に関連する代替地売払ほか）	966,529	1,115,339

第 1・7 表 繰 入 金

区 分	7 年 度	6 年 度
公営企業会計繰入金	2,526,449 千円	2,573,402 千円
中央卸売市場会計繰入金（同時施工工事負担金ほか）	800,407	983,135
臨海地域開発事業会計繰入金（臨海部開発者負担金）	105,000	165,000
交通事業会計繰入金（非常用発電設備維持管理費負担金）	18,743	19,076
高速電車事業会計繰入金（道路自費復旧工事監督事務費）	830	492
水道事業会計繰入金（道路自費復旧工事監督事務費ほか）	260,144	291,044
下水道事業会計繰入金（街路事業に伴う下水道工事負担金ほか）	1,341,355	1,114,655
基金繰入金（東京強靱化推進基金、社会資本等整備基金ほか）	93,095,584	143,594,396

(8) 諸収入

7年度 千円	6年度 千円	比較増△減 千円
10,442,648	6,757,012	3,685,636

公共事業の施行に伴う移転資金貸付金などの元利収入、街路整備事業と隣接事業との同時施行に伴う受託事業収入、宝くじ収入などであり、内訳は第1・8表のとおりである。

第1・8表 諸収入

区 分	7年 度	6年 度
道路橋梁費関係（街路事業との同時施工工事受託費ほか）	2,718,966 千円	2,123,028 千円
河川海岸費関係（電力エネルギー売払収入ほか）	1,164	1,247
公園霊園費関係（宝くじ収入ほか）	7,595,915	4,503,122
土木管理費関係（生活再建資金貸付返済金ほか）	126,603	129,615

(9) 都債

7年度 千円	6年度 千円	比較増△減 千円
123,426,000	191,693,000	△68,267,000

道路、河川、公園など都市基盤の整備にあたり、納税者の世代間の負担の均衡を図り、投資的経費の財政需要に応じていくための計上であり、内訳は第1・9表のとおりである。

第1・9表 都 債

区 分	7年 度	6年 度
道路橋梁費関係（交通安全施設、橋梁整備ほか）	44,378,000 千円	104,915,000 千円
河川海岸費関係（中小河川整備、高潮防御施設ほか）	68,209,000	65,807,000
公園霊園費関係（公園整備）	10,839,000	20,971,000

4 一般会計歳出予算の特徴

(1) 令和7年度予算のポイント

1) 安全安心—安心で暮らしやすい社会の実現

2,124億円（対前年度 213億円増 11.1%増）

- ①中小河川の豪雨対策 770億円
善福寺川上流地下調節池など
- ②高潮防御施設等の整備 112億円
石神井川、隅田川など
- ③河川における防災情報の発信・充実 6億円
- ④東部低地帯の耐震・耐水対策 240億円
新中川、日本橋水門など
- ⑤木密・特定整備路線の整備 382億円
補助第73号線など 18路線 29箇所
- ⑥無電柱化の推進 461億円
- ⑦道路斜面の安全対策 60億円
- ⑧土砂災害対策（砂防・急傾斜地等） 74億円
- ⑨河川防災 羽伏浦海岸など 10億円
- ⑩都立公園の防災機能の強化充実 11億円
旧古河庭園、六仙公園など

2) 渋滞対策—国際競争力と経済活力の強化

1,832億円（対前年度 2億円増 0.1%増）

- ①骨格幹線道路の整備 715億円
環状第4号線、町田調布線など
- ②首都圏三環状道路の整備 外環 51億円
- ③地域幹線道路の整備 400億円
補助第74号線、調布3・4・2号線など

- ④都市高速道路の整備 1億円
- ⑤鉄道の連続立体交差事業の推進 520億円
京浜急行本線、西武新宿線など 7路線9箇所
- ⑥多摩都市モノレールの整備 15億円
- ⑦橋梁の整備（新設・架替） 101億円
等々力大橋（仮称）、関戸橋など 14橋
- ⑧第4次交差点すいすいプラン 27億円
右折レーン設置等の交差点改良 23箇所

3) 快適環境—快適で潤いのある都市空間の創出
547億円（対前年度 91億円減 14.2%減）

- ①都立公園の整備 393億円
練馬城址公園、東伏見公園など
- ②道路や水辺空間の緑化推進 17億円
- ③水辺の魅力を活かした東京の顔づくり 4億円
- ④道路のバリアフリー化 4億円
- ⑤自転車通行空間の整備 12億円
- ⑥東京ストリートヒューマン1st事業 5億円
- ⑦環境対策型舗装の推進 73億円
- ⑧道路照明のLED化 40億円

4) 施設管理—都市基盤施設的良好な維持管理
945億円（対前年度 38億円増 4.1%増）

- ①道路・河川・公園の維持管理 677億円
- ②予防保全型管理 橋梁長寿命化など 268億円

(2) 令和7年度予算による事業効果

- 1) 千代田練馬田無線（石神井2期）完成
- 2) 東村山東大和線（廻田）完成
- 3) 放射第16号線 完成
- 4) 三鷹3・2・2号線（牟礼）完成
- 5) 補助第277号線（東水元）完成
- 6) 花畑水門 耐震・耐水工事完了
- 7) 境川木曾東調節池 稼働開始
- 8) とんび沢南支川（1）砂防事業 概成
- 9) 代々木公園 陸上競技場改修工事完了
- 10) 潮風公園 南地区護岸改修工事完了 など

(3) 令和7年度予算における主要整備指針

- 1) 区部環状道路完成率 76.9%→76.9%
- 2) 多摩南北道路完成率 74.8%→74.8%
- 3) 多摩東西道路完成率 69.6%→69.6%
- 4) 中小河川護岸整備率 68.7%→69.0%
- 5) 河川の安全度達成率
 - ・対策強化流域 63.3%→63.7%
 - ・一般の流域 80.9%→81.0%
- 6) 高潮防御施設整備率 94.8%→94.8%
- 7) 1人あたり公園面積 5.83㎡→5.88㎡

(4) 経常経費 920億円

経常経費については、都市基盤施設を良好な状態に保つ維持・修繕・管理等に加え、安全性や景観の向上などに重点をおいた維持管理を行うため、所要の経費を計上した。

(5) 国庫補助事業 880億円

国庫補助事業については、前年度に比べ17.2%増の880億円となった。なお、一般会計に占める補助事業の割合は、6年度の11.8%から13.4%へと増加した。（第1・2図）

第1・2図 補助・単独事業別予算比較

年度	補助事業	50%	単独事業	計
				億円
27	1,185	21.5	78.5	4,314
28	1,226	20.9	79.1	4,634
29	1,186	20.1	79.9	4,723
30	956	16.0	84.0	5,009
元	847	14.7	85.3	4,906
2	888	15.2	84.8	4,944
3	800	14.2	85.8	4,846
4	887	15.1	84.9	4,968
5	871	14.0	86.0	5,348
6	751	11.8	88.2	5,615
7	880	13.4	86.6	5,687

注）補助事業には公共のほか交付金を含む。

- (6) 一般会計歳出予算を目的別（項別）に見ると
 予算額と構成比は、道路橋梁費 4,041億円
 61.5%、河川海岸費 1,460億円 22.2%、公園霊園費 824億円 12.6%、土木管理費 242億円
 3.7%となっている。（第1・10表）

第1・10表 目的別（項別）予算

区 分	7年度		6年度		増△減	増減率
	予算額	構成比	予算額	構成比		
	億円	%	億円	%	億円	%
道路橋梁費	4,041	61.5	3,990	62.7	51	1.3
河川海岸費	1,460	22.2	1,255	19.7	205	16.4
公園霊園費	824	12.6	866	13.6	△42	△4.9
土木管理費	242	3.7	255	4.0	△13	△5.2
合 計	6,567	100	6,366	100	201	3.2

- (7) また、これを性質別にみると予算額と構成比は、投資的経費 5,647億円 86.0%、給与関係費 220億円 3.3%、維持補修費 631億円 9.6%、物件費ほか 69億円 1.1%である。

（第1・11表）

第1・11表 性質別予算

区 分	7年度		6年度		増△減	増減率
	予算額	構成比	予算額	構成比		
	億円	%	億円	%	億円	%
投資的経費	5,647	86.0	5,500	86.4	147	2.7
給与関係費	220	3.3	211	3.3	9	4.3
維持補修費	631	9.6	587	9.2	44	7.5
物件費ほか	69	1.1	68	1.1	1	1.5
合 計	6,567	100	6,366	100	201	3.2

5 一般会計歳出予算の概要

7年度 千円	6年度 千円	比較増△減 千円
656,728,000	636,558,000	20,170,000

(第1・3図)

(1) 道路橋梁費

7年度 千円	6年度 千円	比較増△減 千円
404,132,000	399,016,000	5,116,000

都知事が管理する道路、橋梁の維持管理費及び新設、改修に要する経費である。

1) 骨格幹線道路の整備 772億円

都心に流入する通過交通の分散や多摩地域での渋滞の緩和を図るため、区部放射・環状、多摩南北方向、区部多摩を結ぶ東西方向の幹線道路を重点的に整備する。

2) 東京外かく環状道路の整備推進 51億円

外環のうち青梅街道インターチェンジ地域の用地取得事務を国から受託し、事業を推進する。(直轄事業負担金含む)

3) 地域幹線道路の整備 725億円

骨格幹線道路を補完し、地域の防災性や交通の定時性を確保するなど、地域生活を支える基幹的な幹線道路を整備する。

4) 木密地域・特定整備路線の整備(再掲) 382億円

木造住宅密集地域において、延焼遮断や避難、救援など防災性の向上に資する都施行の都市計画道路(特定整備路線)の整備を推進する。

5) 都市高速道路の整備 1億円

都心環状線と八重洲線とを接続する新京橋連結路を整備する。

6) 第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業 51億円

多摩地域のまちづくりと密接に関連した都道について、市と協力して整備を行い、地域のネットワークの早期完成を図る。

7) 鉄道の連続立体交差事業 520億円

一定区間の鉄道を連続して立体化することにより、交通渋滞の緩和、地域分断の解消を図り、一体的なまちづくりを推進するほか、踏切事故を解消し、安全性を確保する。

8) 多摩都市モノレールの整備 15億円

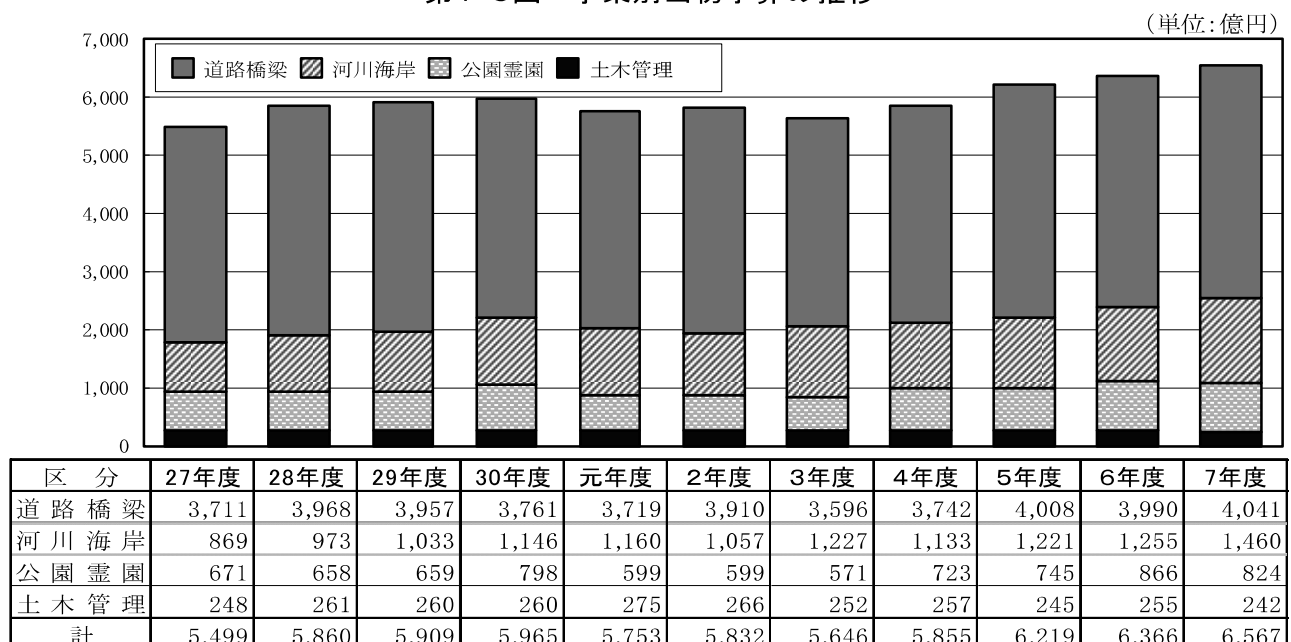
多摩地域のアクセス利便性と、活力や魅力の向上を図るため、上北台から箱根ヶ崎間の延伸の事業化に向けて、インフラ部の整備にかかる調査及び設計等を進める。

9) 安全性を重視した道路補修 413億円

安全で円滑な道路交通を確保するため、路面や道路施設の補修を実施するほか、沿道環境対策や道路照明のLED化などに取り組む。

また、ヒートアイランド対策として、センター・コア・エリアを中心とした重点エリアにおいて、路面温度の上昇を抑える遮熱性舗装や保水性舗装を路面補修工事にあわせて実施する。

第1・3図 事業別当初予算の推移



10) 無電柱化の推進 461億円

都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保及び良好な都市景観の創出を図るため、「東京都無電柱化計画」に基づき、都道では、防災上重要な第一次緊急輸送道路や利用者の多い主要駅周辺等を中心に事業を推進する。島しょ地域では、「東京都島しょ地域無電柱化整備計画」に基づき事業を推進するとともに、「利島・御蔵島無電柱化整備計画～電柱のない島に向けて～」では、都道や港のみならず村道等についても無電柱化することで「電柱のない島」を目指す。

また、面的な無電柱化を促進するため、区市町村の無電柱化事業への補助を行う。

11) 交通ボトルネックの解消 27億円 (第4次交差点すいすいプラン)

右折車線のない交差点など、道路交通上の支障となっている箇所を集中的に整備することで渋滞の解消を図る。

12) 歩道の整備 33億円

歩行者を交通事故から守り、車椅子利用

者や自転車も通行できる安全で快適な歩行空間を確保するため、歩道が未整備又は歩道幅員2m未満の道路において、歩道の整備を推進する。

13) 道路のバリアフリー化 4億円

高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るため、歩道の段差解消や勾配改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置などによるバリアフリー化に取り組む。

また、都道の整備に加え、区市町村道のバリアフリー化補助を行い、面的なバリアフリー化を推進する。

14) 自転車通行空間の整備 12億円

都内各地で誰もが安全で安心して移動できる自転車通行空間を確保するために、整備を推進する。

15) 山岳道路の防災力の向上 24億円

山岳道路において、令和元年東日本台風など近年の災害の教訓を踏まえ、優先路線で擁壁等を新規に整備するとともに、既設斜面における経年劣化対策を拡大するなど、防災力の向上を図る。

区 分	7 年 度	6 年 度
管理費（道路橋梁事業の実施に伴う人件費、管理事務費）	2,605,000 千円	2,477,000 千円
道路管理費（都道の認定改廃、道路台帳整備等道路の管理）	971,000	745,000
駐車場管理費（都営駐車場の管理運営等）	1,707,000	1,345,000
道路維持費（道路、街灯、交通安全施設、街路樹等の維持）	30,366,000	28,369,000
橋梁維持費（橋梁の塗装、修理等の維持）	5,074,000	4,794,000
道路補修費（路面や道路施設の補修、街路樹等の道路緑化）	41,308,000	38,448,000
交通安全施設費（無電柱化、歩道の整備や交差点の改良などの整備）	50,674,000	45,478,000
道路災害防除費（落石や斜面崩壊など道路災害の防除）	5,974,000	5,334,000
道路整備費（道路法による多摩・島しょ地域などの道路整備）	24,368,000	25,014,000
街路整備費（都市計画法による区部・多摩地域などの街路整備）	193,292,000	199,160,000
橋梁整備費（橋梁の新設・架替、長寿命化等の整備）	29,805,000	30,486,000
小笠原道路整備費（小笠原諸島における道路の整備）	1,782,000	638,000
直轄事業負担金（国が直轄施行する道路事業に対する負担金）	16,203,000	16,725,000
道路災害復旧費（公共土木施設の災害復旧）	3,000	3,000

(2) 河川海岸費

7 年度 千円	6 年度 千円	比較増△減 千円
146,030,000	125,442,000	20,588,000

都知事の管理する河川、海岸の維持管理、改修及び施設の新設に要する経費である。

1) 中小河川整備の推進 771億円

1時間50㍲の降雨に対応するため、護岸や調節池などの整備を推進する。また、時間50㍲を超える降雨への対応や近年多発し

ている局地的かつ短時間の集中豪雨の増加を踏まえた整備水準である年超過確率1/20規模の降雨に対応するため、善福寺川や境川など5河川で善福寺川上流地下調節池など9施設の整備を推進していく。

加えて、妙正寺川上流調節池(仮称)及び柳瀬川上流第一調節池(仮称)の2施設において基本設計に着手する。

①護岸整備	221億円
②調節池・分水路整備	550億円

2) 高潮防御施設の整備 356億円

東部低地帯を高潮等の被害から守るため、防潮堤、護岸などの施設整備を行うとともに、「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」に基づき、最大級の地震に対しても、各施設が機能を保持し、津波や高潮等による浸水を防止するための耐震・耐水対策を推進する。

- ①高潮防御施設 56億円
- ②江東内部河川 13億円
- ③スーパー堤防等 42億円
- ④東部低地帯耐震・耐水対策 240億円
- ⑤係留保管施設 2億円
- ⑥水辺の魅力を活かした東京の顔づくり 4億円

区 分	7 年 度	6 年 度
管理費（河川海岸事業の実施に伴う人件費、管理事務費）	1,972,000 千円	1,882,000 千円
河川維持費（堤防護岸、水門、砂防施設、海岸保全等維持管理）	6,052,000	5,703,000
水防費（水防倉庫、水防用車両等の維持管理）	537,000	574,000
河川防災費（在来護岸の局部改良）	9,119,000	9,243,000
河川環境整備費（河川における環境整備）	1,768,000	2,028,000
中小河川整備費（中小河川の護岸や調節池などの整備）	77,185,000	56,574,000
高潮防御施設費（高潮区間の河川整備や耐震・耐水対策など）	35,551,000	34,168,000
砂防海岸整備費（砂防、海岸保全、急傾斜地保全施設等の整備）	7,352,000	7,972,000
小笠原河川整備費（小笠原諸島の河川及び砂防施設の整備）	413,000	385,000
直轄事業負担金（国が直轄施行する河川事業等に対する負担金）	6,078,000	6,910,000
河川災害復旧費（公共土木施設の災害復旧）	3,000	3,000

(3) 公園霊園費

7 年 度 千円	6 年 度 千円	比較増△減 千円
82,420,000	86,631,000	△4,211,000

公園、動物園などの施設の管理運営と施設整備に要する経費である。

1) 個性豊かな都立公園の整備 204億円

東京を緑豊かな成熟した都市とするため、「都市計画公園・緑地の整備方針」に基づき、優先整備区域を中心に整備を行い、水と緑の骨格軸を形成していく。

2) 都立公園の防災機能の強化充実 11億円

災害時の避難場所及び救出・救助活動拠点として、公園施設が確実に機能を発揮できるよう、63の防災公園で、非常用発電機や夜間照明を整備するとともに、情報伝達機能を強化すること

などにより、都立公園における防災機能の強化充実を図る。

3) 国際観光拠点としての活用 233億円

江戸の名園を保存・復元するとともに、動物園での行動展示施設への改修を図り、歴史ある公園では賑わいを創出するなど、東京の顔としての公園の魅力を高める。

4) 区部霊園の再生 4億円

都心に立地する区部霊園を、良好な都市の緑地空間と位置づけ、既存ストックを活かし投資効率の高い霊園として再生整備を行い、生み出した墓所を、都民に供給する。

5) 指定管理者制度の活用 229億円

公の施設の効率的な管理運営を行うため、指定管理者制度を活用し、利用者の多様なニーズに応える質の高いサービスの提供を図る。

区 分	7 年 度	6 年 度
管理費（公園霊園事業の実施に伴う人件費、管理事務費）	2,981,000 千円	2,850,000 千円
公園管理費（公園の維持管理）	14,782,000	13,410,000
動物園管理費（動物園の維持管理）	7,781,000	7,323,000
霊園葬儀所管理費（霊園及び葬儀所の維持管理）	2,547,000	2,374,000
公園整備費（公園の造成、既設公園の整備）	44,004,000	50,951,000
動物園整備費（動物園の展示施設の改修、管理施設の整備）	4,235,000	3,334,000
霊園葬儀所整備費（霊園及び葬儀所の改修、管理施設の整備）	5,990,000	6,281,000
小笠原公園整備費（小笠原諸島の都市公園の整備）	100,000	108,000

(4) 土木管理費

7年度 千円	6年度 千円	比較増△減 千円
24,146,000	25,469,000	△1,323,000
生活再建対策、市町村の土木事業に対する補助 その他土木事業の管理に要する費用である。		

- 1) 生活再建対策（貸付金・代替地） 11億円
公共事業の施行に伴う建築物の移転、土地の

購入等を要する者に対する資金の貸付及び代替地の取得・売却を実施する。

2) 市町村土木補助 56億円

地域交通や生活環境を支える上で欠かすことのできない市町村道事業をはじめ、地域のさらなる緑の創出に向けて公園事業への補助を積極的に行うなど、多摩、島しょ地域のまちづくりを支援する。

区 分	7 年 度	6 年 度
管理費（一般管理事務及び建設事務所等の人件費、管理事務費）	16,137,000 千円	15,637,058 千円
土木技術費（技術支援、調査・開発等）	327,000	255,942
庁舎整備費（建設事務所等の維持・改修）	1,004,000	2,904,000
土木補助費（市町村の土木事業に対する補助）	5,609,000	5,609,000
生活再建資金貸付費（事業実施に伴う移転者への生活再建対策）	282,000	286,000
代替地購入費（事業実施に伴う移転者への移転先地提供）	787,000	777,000

6 用地会計予算の概要（財務局所管）

7年度 千円	6年度 千円	比較増△減 千円
5,501,000	5,710,000	△209,000

（第1・4図）

(1) 用地会計による用地取得

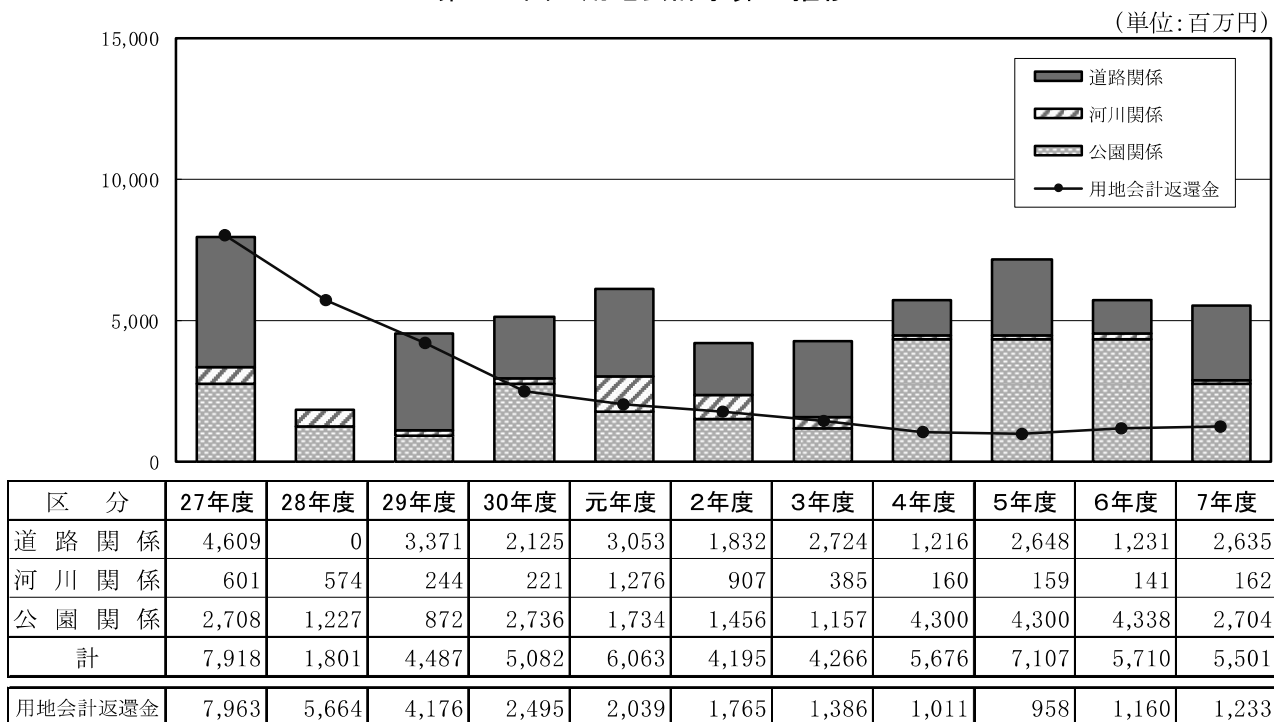
道路、河川及び公園事業の円滑な推進を図るため、必要となる事業用地を先行取得する経費であり、所管の財務局から執行委任を受けて事業を実施している。

道路事業（定額資金）	180m ²	26億円
河川事業（起債事業）	243m ²	2億円
公園事業（起債事業）	5,717m ²	27億円

(2) 用地会計返還金（一般会計）

用地会計の起債事業で取得した用地は、一般会計において、1年間据置後、2年目から用地会計への返還金を計上し、減債基金に積み立て、10年目に一括償還する。

第1・4図 用地会計予算の推移



第 7 令和 6 年度決算

1 都の一般会計決算

令和 6 年度一般会計決算における実質収支は均衡した。これは、積極的な施策展開を図ったほか物価高騰の影響等により歳出が増加するとともに、都税収入等の歳入も増加したことなどによるものである。

少子高齢化の進行や、災害への備えなど、課題が山積する中にあっても、子供・若者から高齢者まで全ての人への切れ目ない支援、国際競争力の強化、都民の命と暮らしを守る「首都防衛」など、必要な取組を進めていくため、強靱な財政基盤を堅持していく。

区 分	6年度	5年度
	億円	億円
歳 入	89,628	84,831
歳 出	87,246	82,129
形 式 収 支	2,382	2,702
翌 年 度 繰 越	2,382	2,702
実 質 収 支	0	0

2 土木費の決算

令和 6 年度は、局の主要事業を重点的に推進し、環状第 6 号線全線完成、放射第 7 号線(大泉)及び国分寺 3・2・8 号府中所沢線の暫定交通開放、下高井戸調節池及び下谷橋調節池の稼働開始、亀島川水門の耐震耐水工事完了や、日比谷公園の芝庭広

場整備完了など、多数の箇所で事業効果の発現を図り、都市基盤整備を着実に前進させた。

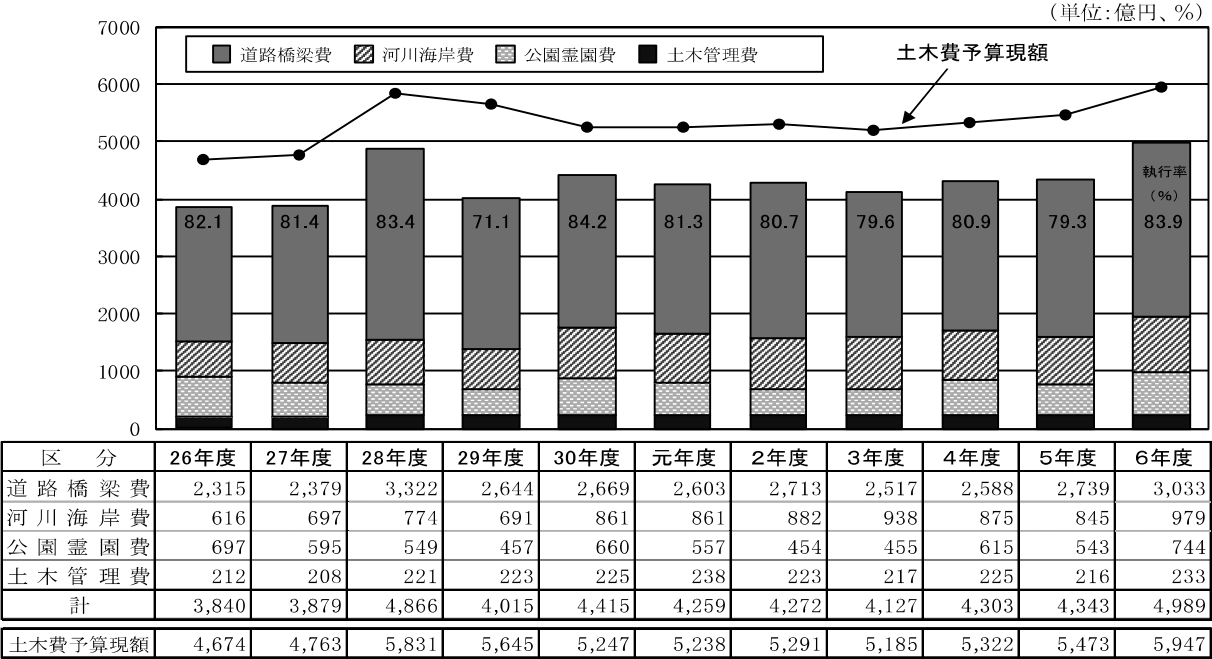
(第 1・5 図) (資料第 1－(3)、P. 170)

区 分	6年度	5年度
	百万円	百万円
予 算 現 額	594,733	547,301
支 出 済 額	498,866	434,253
繰 越 額	37,206	31,808
不 用 額	58,661	81,240
執 行 率	83.9 %	79.3 %
(繰越含む)	(90.1 %)	(85.2 %)

3 主な事業効果発現

- (1) 御蔵島環状線(里)完成
- (2) 環状第 6 号線 全線完成
- (3) 放射第 7 号線(大泉)西側区間 暫定交通開放
- (4) 国分寺 3・2・8 号府中所沢線 暫定交通開放
- (5) 下高井戸調節池 稼働開始
- (6) 下谷橋調節池 稼働開始
- (7) 亀島川水門 耐震・耐水工事完了
- (8) 和田地区 急傾斜地崩壊防止工事完了
- (9) 本町田地区 急傾斜地崩壊防止工事完了
- (10) 日比谷公園 芝庭広場整備完了
- (11) 高井戸公園 南地区西側整備完了
- (12) 陵南公園 遊具広場改修工事完了

第 1・5 図 一般会計 土木費 決算の推移

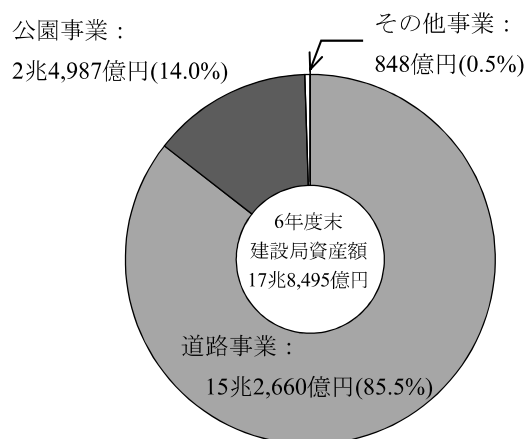


4 建設局の保有資産

令和6年度末における建設局の資産の合計は、17兆8,495億円で、令和5年度末に対して、1,742億円増加した。これらは、積極的な都市基盤整備の結果、道路、公園等の資産が増加したことによるものである。(第1・12表)(資料第1-(4)、P.172)

資産の事業別内訳は、第1・6図のとおり、道路事業が15兆2,660億円で、建設局全体の8割以上を占めている。公園事業は、2兆4,987億円である。なお、都民一人あたりの資産は126万円である。これらの資産については、都民の共有財産として引き続き適切に管理を行っていく。

第1・6図 資産の事業別内訳



第1・12表 一般会計貸借対照表の概要

区 分	令和6年度	令和5年度	増減額
資産の部			
流動資産	778,202 千円	775,062 千円	3,140 千円
固定資産	17,848,702,130	17,674,550,456	174,151,674
行政財産	2,720,377,076	2,654,357,797	66,019,279
普通財産	16,329,390	16,846,103	△ 516,713
重要物品	4,752,364	5,063,013	△ 310,649
インフラ資産	14,341,088,413	14,285,864,658	55,223,755
ソフトウェア	664,442	461,603	202,839
建設仮勘定	761,760,646	708,079,688	53,680,958
ソフトウェア仮勘定	0	0	0
投資その他の資産	3,729,799	3,877,594	△ 147,795
資産の部合計	17,849,480,332	17,675,325,518	174,154,814
負債の部			
流動負債	134,323,145 千円	141,382,095 千円	△ 7,058,950 千円
固定負債	2,376,074,876	2,495,132,104	△ 119,057,228
負債の部合計	2,510,398,021	2,636,514,199	△ 126,116,178
正味財産の部合計	15,339,082,311 千円	15,038,811,319 千円	300,270,992 千円